

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川上田野字南山二三三四番、二三三五番一、二三三七番一、二三三七番二、二三三八番一、二三三八番二、二三三九番、二三四一番一、二三四四番、二三四五番、二三四六番一、二三四六番二、二三四七番、二三四八番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南山二三三四番・二三三七番一・二三三八番一（以上三筆について次の
図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）